

## 第38回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成22年3月16日（火）16:00～17:27
2. 場 所：内閣府本府3階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、石川委員、上野委員、遠藤委員、大隈委員、大河内委員、中野目委員、長岡委員、野口委員、平澤委員、山本委員、渡邊委員
4. 議事次第
  - (1) (独) 国立公文書館について
    - ①次期中期計画（案）
    - ②中期目標期間終了に伴う実績評価の取り扱い
  - (2) (独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構について
    - ①施設整備に係る予算執行問題等について
  - (3) (独) 北方領土問題対策協会について
    - ①中期計画の一部変更
    - ②業務方法書の一部変更
    - ③長期借入金・償還計画
  - (4) 一般職給与法の改正に伴う役員報酬規程の改正について
  - (5) 今後の予定等

### 5. 議 事

○大森委員長 それでは、おそろいでございますので、「第38回評価委員会」を始めさせていただきます。

本日、定足数を満たしておりますので、議事に入らせていただきます。

(独立行政法人国立公文書館関係者入室)

最初に、国立公文書館の皆さん方から、次期中期計画（案）につきましてご説明いただいて、議論いたしたいと思っております。中期計画（の策定に当たりまして）は、私どもの評価委員会の意見を聴くことになっておりますので、本日、承ることになります。案については、公文書館からご説明いただきます。簡単によろしく申し上げます。

○高山公文書館長 私、昨年7月に菊地前館長の後を受けまして国立公文書館長に就任いたしました高山でございます。よろしく願い申し上げます。次期中期計画の説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

委員長並びに委員の先生方におかれましては、平素より国立公文書館の業務並びに運営に対しま

して大変深いご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をかりまして厚くお礼を申し上げますと存じます。

国立公文書館は、ご案内のように、平成 13 年の独立行政法人化より既に 9 年が経過いたしました。その間、主務大臣から指示されました 2 期にわたります中期目標の達成に向け、役職員一丸となりまして業務に取り組んでまいったところでございます。その成果につきましては、十分にそれぞれの目標を達成できたものと役職員一同、自負しておりますとともに、昨年までの業務実績につきましては、当評価委員会からも大変高い評価をちょうだいしているところをご案内のとおりでございます。

しかしながら、これから始まります第 3 期中期目標期間には、前の 2 期と大きく異なる状況がございます。ご承知のとおり、平成 20 年 11 月の公文書の管理に関する有識者会議最終報告などを踏まえまして、昨年 3 月には公文書等の管理に関する法律案が国会に提出され、全会一致で可決の後、7 月 1 日から公布されました。同法につきましては、平成 23 年 4 月に施行が予定されており、現在、政府において準備が進められておりますとともに、当館におきましても既に準備に着手したところでございます。

この法律の成立につきましては、まさにこれまで公文書館が取り組んできた努力が実を結んだものと、役職員一同、大いに喜びとするところでありますが、この法律によって国立公文書館に求められます役割を全うするためには、これまで以上に気を引き締めて業務に取り組んでいかなければならないと、覚悟を新たにしているところでございます。

来年度からの次期中期計画につきましては、後ほど詳細に次長からご説明いたしますが、平成 22 年度は、法の施行に向けた館の体制整備を図り、法律のスムーズな施行に万全を尽くすこと。また、23 年度以降は、新たな法律のもとで、館に与えられた役割を着実・適切に果たしていくことが必要になると認識いたしております。館におきましては、役職員一丸となって、これに取り組んでまいる所存であります。当委員会の委員長及び委員の皆様におかれましては、引き続き、館に対してご理解、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

○村松公文書館次長 公文書館次長の村松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして中期計画についてのご説明をさせていただきます。資料 1-1 と 1-2 とございますが、資料 1-2 を使いながら説明させていただきたいと思っております。比較表の横表でございます。

3 つの枠に分かれておりますが、一番左が主務大臣、すなわち内閣総理大臣から示されました中期目標でございます。真ん中が国立公文書館が案として作成した第 3 期中期計画（案）でございます。右側が本年 3 月末でちょうど終期となります現在の中期計画が掲げられております。真ん中の欄についてのご説明に入りますが、まず全体の構成ということでいいますと、前文、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置、それから業務運営の効率化に関するもの、それから予算、その他と、おおよそ 4 つの章立てとなっております。

1 ページ（1）体制の整備でございますが、公文書の適切な保存及び利用に向けて、必要な体制の整備に取り組むこととしております。

次の2ページ、(2)でございます。移管・保存に向けた適切な措置であります。こちらは4つ項目が掲げられております。

1つ目が各種基準やガイドライン等作成につきまして、調査分析、助言等の支援を内閣府に対して行うこと。

2つ目が行政機関、独立行政法人等における歴史公文書等の選別に関する専門的技術的助言を積極的に行って支援をすること。

3つ目、内閣総理大臣からの委任に基づく実地調査を適切に実施すること。

最後に、中間書庫業務の具体的な検討を行うということでございます。

次の(3)受け入れ、保存、利用の①受け入れでございます。ここでは、大きく4つに分かれております。

まず、行政機関、独立行政法人、司法府からの受け入れを計画的かつ適切に実施するということが1つのくくりでございます。

2つ目が、立法府からの受け入れに向けて内閣府を支援する。これは、現在まだ立法府からの受け入れのルールが決まっておりませんので、その取組みをすることでの内閣府の支援でございます。

3つ目でございますが、民間からの寄贈・寄託の受け入れについての仕組みを整える。これも新たに法律に書かれた事項ということです。

最後は、これらによって受け入れました公文書については、原則1年以内に一般の利用に供することとしております。

3ページ目でございます。

②の保存でございますが、これは大きく分けて3つございまして、1つ目が電子公文書の受け入れに向けたシステムを構築いたしまして、23年度から受け入れ、保存を開始することとしております。

2つ目は、紙媒体で受け入れました歴史公文書につきまして、その保存方法についてマイクロ化することと、それからデジタル化して保存することのメリット、デメリットを、民間の専門家の知見をいただきながら検討することとしております。

3つ目でございますが、劣化が進行している歴史公文書については、計画的に修復を行うこととしております。

4ページです。

③利用のための適切な措置については、利用規則を22年度中に作成すること。

それから、利用に係る取組み方針、工程表を作成して計画的に取組みを進めることとしておりますが、新たにつくられました公文書管理法の23条で利用の促進という規定が設けられてございますので、利用についての取組みを一層進めるということで、このような計画を立てております。

3つ目が、要審査文書、これは館が保存する公文書のうち、非公開情報が含まれている可能性があって、利用に供するに当たって審査が必要なものを言いますが、これの閲覧申し込みに対しては、30日以内に審査して利用に供することを原則としております。

ivですが、閲覧申し込みのない要審査文書についても、計画的に審査を行いまして、時の経過を踏まえて非公開区分の見直しを適切に行うことといたしました。この際、見直しに当たっては、国際的動向・慣行を踏まえた判断を行うこととしております。

vでございます。利用の制限に対する異議の申し立てについての、公文書管理委員会への諮問ということについては、30日以内に行うことを原則としております。

viであります。展示会については3回以上実施するというのと、展示の内容について質の向上を図ることとしております。

viiですが、デジタルアーカイブにつきましては、平成22年度から新しいデジタルアーカイブシステムの運用を開始いたします。また、計画的かつ積極的に資料のデジタル化を推進することとしております。

5ページ目ではありますが、他機関からの貸し出しの申し込みに対しては、その適切な取り扱いを考慮しつつ、積極的に貸し出しを行うこととしておりますが、その審査日数も30日以内としたところであります。

次の、中期目標で掲げられております、幅広い一般の利用に供するための措置であります。真ん中の欄に幾つか書いてございます。利用者の動向、ニーズを把握すること。各種見学も積極的に受け入れる。

それから、年間開館日数でございますが、現在、行政機関と同じ開館日となっておりますけれども、これについて開館日数を増加させるという具体的な目標を掲げたところであります。

次が、つくば分館の利便性の向上ということについても検討いたしまして、具体的な措置を講ずることといたしました。

更に、広報の充実など、国民の公文書館に対する理解・関心を高めるための積極的な広報を行うこととしております。また、諸外国に対する積極的な情報発信も充実させることとしております。

④の関係機関との連携協力ではありますが、地方公共団体に対しては2つの助言・支援を行うこととしております。1つが、公文書館の運営に関する技術上の指導・助言。2つ目が、デジタルアーカイブ化などの技術的な支援など、保存・利用に向けた積極的な支援であります。更には、関係機関との情報共有や技術的な協力等の連携協力を図ることとしております。

6ページ、歴史公文書等の所在情報を一体的に提供する仕組みの構築についての検討を行って、可能な施策について順次実施することといたしました。

⑤は国際的な公文書館活動への参加・貢献であります。これについては、引き続きICA（国際公文書館会議）等の国際会議等への積極的な参画、それから国際的な公文書活動への積極的な参加・貢献を行うこととしております。

⑥の調査研究は、3つございまして、まず電子公文書の長期保存、次に保存修復、3つ目に館が持っております歴史公文書の内容等についての研究を行うこととしております。

（4）研修でございます。

1つ目は、これも従来から行っているもので、引き続き国、地方公共団体の文書の保存利用機関の職員に対する体系的な研修を行います。

7 ページに入りまして、ここは新しいところでございます。ii) 行政機関、独立行政法人等の職員に対して、意識啓発、研修を行う。これは、公文書管理法 32 条第 2 項により、新たに公文書館に課せられた業務でございます。

3 つ目がアーキビスト養成の強化方策の検討で、これについては関係機関と連携した専門職員養成等に取り組むことといたしました。

最後が、他機関の研修に対して講師派遣等の支援を行う。これについては従来も積極的に行ってきたところでありますけれども、改めて、この 5 か年間に取り組むということで、ここに明文化いたしました。

(5) はアジア歴史資料センターでございます。

①がデータベースの構築であります。受け入れ資料は 1 年以内に公開を行います。

②の利活用の推進ということでは、ホームページの改善や国内機関が持っている所在の情報を把握すること、効果的な広報活動、インターネット上の特別展の実施、セミナー、デモンストレーションを効果的に行うこと。それから、国内外の大学、研究機関との交流を行うということでございます。

ページをおめくりいただきまして、上に③として、データベース構築のあり方についての検討が書いてあります。これは、平成 24 年度までに 3,000 万画像を外交史料館、防衛研究所図書館、国立公文書館の 3 機関からデータを手入して構築するという計画を持っておりますが、その 24 年度以降のデータベース構築のあり方についての検討を行うこととしております。

大きな 2 番の効率化でございますが、(1) は既存の事務事業についての徹底的な見直しを行うこと。

(2) が、業務の効率化を図りまして、一般管理費、事業費の総額について、毎年度平均で前年度比 2% 以上の削減を図ることとしております。前期につきましてご覧いただきますと、中期目標の最終年度に対して 7% 以上削減ということで、5 か年間で 7% の削減としておりましたが、更に効率化を進めることによりまして、来期中期計画期間では 5 年間で 10% に相当する経費を削減するということを目標として掲げております。

(3) が総人件費改革の取組みでございますが、18 年度以降、5 か年間で 17 年度末に対して 5% 以上の人員削減を行うこととしておりますが、これについては、第 2 期の今期に常勤職員 1 名削減を行いまして、来期、22 年度に 2 名の削減を行うということで、17 年度末定員が 42 名でございましたが、5% 以上に当たる 3 名の削減を達成することとしております。

更には、給与水準の適正化も図ります。

(5) については、随意契約の見直しなどを行いまして、契約の適正化を推進することとしております。

(6) が、業務・システム最適化計画によって効率化に取り組むこととしております。

大きな 3 の予算でございますが、これは資料 1-1 の 9 ページ以降のとおりでございますが、5 か年間で 106 億円を予定しているところであります。

4 番の短期借入金は、前期と同様、1 億円を限度額としました。

財産の処分についての見込みはございません。

剰余金については、デジタルアーカイブ化の推進、アジ歴のデータベースの構築に充てることとしております。

7でございます。

(1) 施設・設備に関する計画ですが、公文書館は耐震工事を行う必要があることから 22 年度から 3 か年間、6 億 6,000 万円をかけて施設整備費補助金により改修を進めることとしております。

人事に関する計画であります。弾力的な組織の構築と人材を適切に確保し、適正な人員配置を行うこととしております。

指標としては、今、申し上げました今期間中、22 年度中に常勤職員 2 名を削減しますので、期首の常勤職員数 41 に対して 39 名となるところでございます。

10 ページであります。人件費の総額見込みは 5 年間で 20 億円を予定しております。

(3) は、中期目標期間を超える債務負担であります。館の業務を効率的に行うために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがあることとしております。以上、駆け足でしたが、中期計画の内容の御説明を終わらせていただきます。

○大森委員長 どうもご苦労さまでした。以上の計画内容でございますけれども、何かご質問等ございますでしょうか。これだけ機能を強化して、なおかつ人を減らすのですね。まだ減らせますか。

○村松公文書館次長 限度いっぱいでございます。以前の評価委員会でも申し上げたのですが、5 か年間で 5 % の削減となった場合に、人員で削減するか予算で削減するか検討したときに、予算で削減すると相当数を削減しないといけない。その結果、人員で 5 % 削減を図ることとしましたが、2 名かと思ったのですが、端数は切り上げて 3 名ということになり、数字にすると 7 % の削減となっております。一方で、新たな法律を施行するということでの必要な人員は、これからも要求していかないと考えております。

○大森委員長 この中期計画案につきましては、委員会としては了承するといえますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大森委員長 ありがとうございます。それでは、第 2 期が終わりますものですから、中期計画の終了に伴いまして実績評価をいたさなければいけませんので、この扱いについて丸山課長からお願いいたします。

○丸山政策評価広報課長 政策評価広報課長の丸山でございます。公文書館の中期目標期間終了に伴います実績評価の取り扱いにつきましてご説明申し上げます。

通則法によりますと、法人は、中期目標期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならないとされております。本日お諮りいたしますのは、中期目標期間終了時の事務につきまして、委員会と分科会との役割分担におきましては評価委員会が行うとされております。昨年夏、仮評価を行っていただきましたが、このときと同様に、まず分科会において原案を作成いただきまして、それを評価委員会でご審議の上、評価をご決定いただく、そのような手続でよろしいか、お諮りしたいというのが 1 点目でございます。

2点目でございます。その評価を行う様式でございますが、資料2というのがございます。中期目標に係る業務の実績に関する評価表(案)を配付いたしております。これも昨年夏の仮評価で使用した様式でございますが、基本的には同じものでございます。この様式によりまして評価を行っていただくということでよろしいか、以上の2点についてお諮りするということでございます。説明は以上でございます。

○大森委員長 例年もこうやっておりますので、今のご説明にございましたように、まず担当分科会で原案を作成していただいて、私どもの方へご報告いただいて審議する。昨年、既に仮評価を行っていただいておりますので、それと同じ手法で行っていただく。その際の様式についても、この様式で行っていただいたらいかかという提案でございます。それでよろしいのではないかと私は考えますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大森委員長 では、担当分科会の方でよろしく取り計らいをお願いいたします。

それでは、国立公文書館は以上でございます。ご苦労さまでございました。引き続きよろしくお願ひします。

(独立行政法人国立公文書館関係者退室)

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者入室)

○大森委員長 沖縄機構関係につきまして、今日ちょっと御説明等がございます。

まず最初に、3月2日に行われました分科会において、機構の施設整備に係る予算執行問題につきましての見解が出されております。まず、この問題の概要と経緯につきまして沖縄振興局長からご説明いただきます。清水局長、よろしくお願ひします。

○清水沖縄振興局長 沖縄振興局長でございます。資料3-1に沿って、今回の予算執行上の問題点と、その対応についてご説明申し上げます。

問題の概要でございますけれども、研究棟を3つ整備してございまして、その第1研究棟と管理棟でございますが、平成18年度から21年度にかけて予算措置されてございまして、建物本体の工事に続き、実験室内装に係る工事に取りかかるところで大幅な仕様の変更に伴いまして、実際の施設費(執行額)が第1研究棟・管理棟の補助金の予算額から約40億円超過していることが判明いたしました。

資料3-1の一番下の※印にございますように、予算面での対応としては、沖縄研究機構におきまして、当該超過額については、運営費交付金を節減するとともに、平成21年度執行可能な施設整備費補助金、合わせまして約185億円の中から充当するなど、既定予算全体の中での調整により、今年度中に解消する方針でございます。

このような事態を受けまして、前原沖縄担当大臣、大島副大臣から、日ごろから機構の活動について評価していただいております評価委員会沖縄機構分科会の先生方に、毎年度の評価に先駆ける形でございますが、第三者的、専門的見地から本件について十分御検討いただくようご指示がございました。2月16日の分科会でございますが、泉政務官にご出席賜り、資料3-1の別紙1にございますように、大臣から、評価委員会分科会で今回の事案について原因と対処方策について審議

をし、見解を取りまとめいただくよう要請いたしましたところでございます。

同日の分科会におきましては、機構が本件の経過等につきまして説明し、委員の先生方からは、予算執行管理体制が不十分であったということ等の指摘がなされました。更に機構、それから機構の監事に対しまして、関係資料を提出し、会計処理の実態を明らかにするよう、評価委員会の方からご指示がございました。後ほど平澤分科会長からご説明があると存じますが、引き続き3月2日の分科会におきまして、機構、機構の監事から資料の提出があり、問題の原因や改革の方向性について分科会として見解とりまとめがされました。これは資料3-2でございます。それに基づきまして、分科会長より大臣に報告がございました。

分科会の見解を受けまして、大臣から、資料3-1別紙2でございますように、今般の指摘を厳粛に受けとめ、責任の所在を明確に示すとともに、提言に沿った改革を着実に実施するよう指示がございました。

これを受けまして、沖縄振興局におきましては機構に対し、大臣の指示を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずるよう要請いたしまして、3月8日になりますが、別紙3でございますように、機構においては、まず理事長、理事が給与の自主返納を行いますとともに、組織構造の再構築の早急な実施や改革に必要な研究環境の着実かつ効率的な整備など、分科会の提言に沿った組織運営、予算執行体制に対する改革の方針を公表したところでございます。

具体的な改革の方針としては、事務を総括する専任の事務局長として、公法人経営の知見等を有する者を配置すること。運営費交付金、施設整備費補助金の計画的、一体的管理を徹底するための予算作成、執行管理に関する会計規程等の厳格な実施を徹底するといったことが示されてございます。内閣府におきましても、機構において適切な管理運営体制を構築するよう、厳格なフォローアップを行ってまいりたいと考えているところでございます。以上がこの問題の全体の流れ、経緯と概要でございます。

○大森委員長 普通の分科会のお仕事を超えてというか、それ以外のお仕事でご苦労されました平澤分科会長からもご説明いただきます。よろしく申し上げます。

○平澤委員 資料3-2と3-3についてご報告いたします。

経緯については、今、ご説明のとおりであります。資料3-2の1ページ目の中ほどにありますように、2月16日の分科会の会議の席上で、監事に対して①から③まで、つまり会計に関する規定等及び予算の決定過程と執行過程を確認できる会計文書、2番目に、関連組織の構造と配置された人員及びその権限、3番目に、契約内容が決まるまでの検討の経緯を示す文書等、これを提出して下さるようお願いしました。それから、機構に対しては、機構自身が今後の対応についてどのようなお考えがあるかということをご報告くださいということをお願いいたしました。

そして、2月末までに順次、それらの文書が上がってまいりまして、内閣府の担当の方と細かく分析いたしまして、3月2日に見解としてまとめたものであります。

事態の中身について多少詳しく見ていただくとすれば、7ページ目に別紙1というのがあります。

20年度の4月1日から10月にかけて赤い矢印があります。この部分が、最初に研究棟の内装設備を設計する計画案をつくる段階であります。この段階では、右側に金額欄がありますが、多少

の工事費の増が想定されたわけですが、余り大きな額ではなく、これは十分消化できる額だった。ところが、10月から青い矢印の部分、つまり工事を入札するために詳細設計をするわけですが、その詳細設計の段階、20年10月以降の段階で、金額のところで見ますと30数億円、余分の金額が増えているわけです。予算額が約12億円ですので、ここでかなりの超過が必要だということが、工事の入札に当たって認識されるわけでありましてけれども、それがそのまま入札にかけられて契約が結ばれています。

そして、21年度に入ってから工事に移るわけですがけれども、その間、これは最初の設計時に十分内容が、研究者からの思いが設計の中に盛り込まれていなかったという部分も含まれているわけですがけれども、それで追加の変更等がありまして、ここで約10億円、更に増えているわけです。結果として、多少の別の部分の節約があったとして40億円ぐらい増えたというわけです。したがって、平成20年度の10月以降、21年度にかけて、どのようなことが起こったのかということを中心にして分析したわけでありまして。

2ページ目に戻っていただきたいのですが、冒頭にありますように、研究者の採用状況が変わったということ。それから、後続の研究棟で予定している施設、類似の施設を第1期の研究棟にもつくるので、あわせてつくった方がいいだろうという一体的運営のための前倒し整備。3番目には、入居予定者の研究実態により適合させるための見直し。これらは、個別には適切な事案であるわけですがけれども、それが全体的予算の状況を把握しないまま、個別に見直して積み上がった。その結果、大幅に膨らんだということになるかと思えます。

あと、平成21年4月の工事契約までの過程では、後続研究棟分の施設整備費補助金を充当するとか、後続研究棟の施設整備に係るコストを節減するとか、後年度の研究費からの後続研究棟の施設整備費へ充当するという事で賄うとすれば、今年度増えた分を後年度分予算の分を付けかえて補てんしたとしても、後年度の施設整備に対してそれほど大きな支障は生じないのではないかと考えているわけです。しかし、こういう事態が起こったということに関しては、いろいろ問題があったわけなので、それを見直してみようというわけです。

2ページの後半の(1)であります。原因としては、施設整備予算の管理体制が不備であったということが第1に挙げられます。

具体的には、計画案をつくる段階で、予算部局を加えない体制で建設部門だけでやっていたということでもあります。それから、その建設部門の中心になる部長級の方が設計の途中の段階で退職されて、実態的な責任者に当たる方が存在しないまま計画が進んでいったということ。それから、次のページに移りますけれども、全体像を把握すべきシニアマネジメントの体制が脆弱であって、その整備が遅れたということも挙げております。

これは、最初の機器配置計画案を策定するときから、実は財務グループの統括の方は空席のままでありまして、事業推進部長が事実上それを兼任する形で進んでいた。つまり、予算額を全体として把握するところが不在のままであったということになるかと思えます。

これが個別の責任体制といえますか、部署に関してのことですが、2番目に、組織全体の管理運営上の欠陥ということを指摘せざるを得ないだろうと思えます。資料3-3に組織図がどのよ

うに変遷したかをまとめてありますが、1ポツは現理事の前任者の理事の方が在籍したときのものでありまして、理事長の左側に一般管理として事務局長を兼任した理事。この理事は、権限としては非常に小さい権限しか与えられない状況に置かれているわけです。

それに対して、2番目、現理事が着任された後のもので見ますと、理事長の下に事務局長を兼任した理事がいて、その下に通常の形の組織が配置されているわけですが、この体制はすぐ見直されまして、2ページ目の3ポツ、研究ユニットという部分が理事長に直結してしまっていて、点線が理事兼事務局長のところについていますが、これは、これではおかしいではないかというので後から付け加えた記憶があります。つまり、研究ユニットと事務方とは、理事長あるいは理事を通してでないとつながらないという体制になり、そして現在は4ポツであります、同じ欠陥を抱えたままということになりまして、理事と事務局長とが別の表示になっていますが、兼任されている状態です。

それで、現在の体制を見ますと、理事長と理事、事務局長、それから事業推進部長、財務・人事部長の4人の方が外国で実績を挙げて日本に来られた方です。こういうふうに見ますと、沖繩のこの機構は、まさに国際的な組織と言わざるを得なくて、その国際組織であるがゆえに、日本の事情を把握しにくかったという面もあったのではないかと思います。

3ページへ戻りますけれども、今のような組織構造上の問題のほかに、(3)に書きましたけれども、日本で常識的に考えられている現金主義会計、これは交付された資金の交付先での残金までが年度ごとに管理されるという、我々にとっては常識なわけですが、イギリスやアメリカでは、次のページにわたりますが、支出負担確定主義で、交付するところまでは年度ごとに管理されているけれども、交付した先では年度ごとに管理されることはない形になっております。

もう一つ、建物に関連した予算に関してであります、OECD諸国の中で統計をとって見ますと、研究施設に対しては大部分がリースであります。それで、建物を自前で持って運営するという日本のような体制というのは、むしろ少数派なわけです。したがって、これは去年8月に理事とお話ししたときに、理事が施設整備費について多少誤解していたということをおっしゃられたわけです。つまり、建物を建てるための予算、これはリースに代わるものだと多分お考えになった。そうすると、本来ならば附帯設備の部分まで含んでいないといけなければいけません、それがまた別に予算があるのだろうと解釈されていた。こういうことを8月のときに理事御自身からおっしゃられたわけです。というように、日本のシステムに通曉していないことのために、誤解等あるいは楽観的な見通し等ということが起こったのではないかと思います。

2番目に、今回の責任の問題でありますけれども、4ページの下にありますように、機構全体のガバナンスの欠如を放置し、弛緩した執行管理の長期にわたる継続を許した全般的な責任については、理事長も免れるものではないということ。

さらに、実務の現場責任の多くは事務局長を兼務する理事にあり、個別の建設的な意図とその限りでの適切な対処ではあっても、結果として会計に関する規定から乖離した運用等により今般の事態を招いた責任は、理事についても大きいと言わざるを得ない。

また、個別の所掌業務の遂行に当たっては、これは細かく資料等を拝見いたしましたけれども、意図的な不手際等は存在していないと考えます。

最後に、このようなことに関しては、監事がこういう経緯が起こる途中の段階で適切な監査を行ってれば把握できたのではないかと考えられるわけでありまして、この点については監査監事の方にも大いに反省していただく必要があるのではないかと。こういう責任体制についての見解をまとめました。

3番目に、改革の方向性でありますけれども、機構から提出された改革に対する考え方は、シニアレベルの空席の部分埋めますとか、意識改革を図りますということがあったわけでありまして、我々としては、現有の体制のままでやっていくということでは変わらないだろう。これは、過去に組織上の問題が原因と考えられるような不手際が幾つか起こったわけでありまして、それについて、その都度修正はしていただいていたわけですが、結局根本的には直っていないわけで、今回の事態の原因を見据えて、建設的に、しかし抜本的に組織構造を変えてくださいということをお願いいたします。

具体的には、まず専任の事務局長を配置すべきである。その専任の事務局長は、日本の公法人経営に通暁していること。国際的な研究教育の実態を熟知している。勿論英語によるコミュニケーション能力がある。具体的には、今の理事や理事長といわば互角に議論しながら建設的に事を進めていくためには、比較的長くその職にあってつくり上げていくというタイプの方でないといけないのではないかと。もし、行政機関から出向の形をとられるとすれば、かなりレベルの高い方でないといけないだろうし、私はあえて公務員の退職者の中からもそれを排除しないで、適切な人を選ぶということをお願いいたしますと副大臣には申し上げました。

それから、実務レベルでは、研究教育を担当している研究者たちと、事務経営を担当している者たちが密に情報交換ができるようにし、また意思決定レベルでも、今のような事務局長を交えて十分に意思決定を行えるようなフラットな組織。

これは、最後のページの図9に概念図を示してありますが、責任体制を明確にしていこうとすると、ビューロクラティックな構造を構想しがちですけれども、その場合にラスパイレス指数が非常に高くなってしまいますので、いわゆる経営組織の形態をとって、今後の爆発的に増える事務量に対処すべきではないかと申し上げたわけです。

4番目に、今後の施設整備のあり方ですが、まず第1には、学園法が求めている平成24年度の開学、これは着実に施設整備を実施して開学に向けて取り組んでいただくということでありまして、

その上で、まず開学までの人事計画、これは今の20PIから50PIに増やすということでありまして、3年度にわたって人事計画を立て、その人事計画の推移を踏まえた適切な施設整備計画。これは、どのような研究者が来られるかによって内装の中身はかなり変わりますので、そういうこと。

それから、今後着任する研究者に今回の前倒しで使った部分のしわ寄せが行かないように、弾力的に交付金の運用計画をつくってくださいということをお願いしているわけです。いずれにしても、この機構の使命として、国際的なトップレベルの研究教育機関をつくり、沖縄の振興に資するということが言われているわけなので、その点については格段に体制を強化して取り組んでいただきたい。特に運営費交付金と施設整備費補助金を一体的に予算管理を行うべしということと、それから今

後、爆発的に増える業務を飛躍的に効率化を図るということをしなくてはいけないので、これは2年前からお勧めしているわけですが、統合業務システムを入れて、部分的には既に入っているわけですが、それらを活用して何とかキャッチアップしていただきたいということです。以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

別紙3で書かれているのは、理事長と理事は、月額報酬10%相当額の2か月自主返納という形で責任をとりたい。監事は責任をとらないのですか。

○平澤委員 監事については、実は後でお時間をいただいて議論させていただければと思っているわけですが、評価委員会と監事の関係というのは、直接監事の方に何か申し上げるということではできにくい形になっているように思います。それで、具体的には年度評価を通して、監事の実績を評価するという項目がありますので、そこでCとかDを付けるとすれば、それはかなり強い勧告になるかと思えます。今の段階では、監事から反応はないという。

○大森委員長 わかりました。

では、局長と分科会長からご説明がありました。皆様方の方からご質問等ございますでしょうか。有能な理事が間違っって仕事をすると、こういうことになりますね。有名な理事をお招きしてやって、誤解しているところのぐらいのことになってしまう。有能ぶりの反映。

私が心配なのは、この54億円を予算の中で消化して工夫をするときに、そちらの方で何か弊害は生まれなないのかなと思ったりしているので、それは大丈夫なのでしょうか。

○平澤委員 いや、全く問題ないというわけにはいかない。私は、今回、第1研究棟に入られる研究者たちは、言ってみればある程度優遇された設備を使えるという状況になるわけなので、その先生方の交付金というのは、交付金の中で研究設備を買おうとしているのは、余り買わなくてもいい状況ではないか。それを後年度に着任される方に回していただくということが、スムーズに行われることを期待しています。

○大森委員長 何か先生方のご発言ないでしょうか。どうぞ。

○上野委員 資料3-2の4ページから5ページにわたって、理事長及び事務局長兼理事に責任があると書いてありますが、反省するという文言は書いてありますが、具体的にどういうことが行われるのですか。

○平澤委員 これは局長から。

○清水沖繩振興局長 具体的には、評価分科会での提言を踏まえまして、1つは、組織面では研究と事務部門の間の意思疎通なり、あるいは予算の一体的管理ができなかったということで、勿論実務レベルを厳格に執行していくことがございますが、日本の状況に通暁した専任の事務局長、現在は理事が事務局長を兼任する形になってございますので、その部分が組織構造上の弱点だったということで、それを進めていくということがございます。

あと、今回の予算執行管理が弱かったことの事態につきましては、理事長、理事が給与の減給、自主返納を行う形で責任の所在を明確化されたところでございます。

○平澤委員 資料3-1の別紙3の真ん中辺に、報酬月額10%相当額の2か月分を自主返納ということ既に実施されていると思います。

○上野委員 報酬月額 10%相当額の 2 か月分。これは甘くないのですか。

○清水沖繩振興局長 私どもから申し上げるのはあれですけども、他の独法におかれましては、いろいろな社会的にも注目を浴びた事案について、このような責任の明確化が行われていると承知してございます。

○上野委員 分科会としては、これで結構という話ですね。

○平澤委員 量刑に当たる部分については議論は余りしておりませんが、ほかの独法でいろいろ不祥事があったときの責任のとり方に比べてどうかということを考えてみると、今回の場合はこの程度ではないかと思います。ほかの独法、非常にひどいケースがいろいろありましたけれども、退職を迫られるといった形の勧告にはなっていないです。いわゆる自主返納で月数が変わるとかパーセンテージが変わる程度ということなので、横並び。その水準が甘いかどうかというのは、議論があると私は思いますが。

○大森委員長 ほかに、どうぞ。

○山本委員 コメントだけなのですけれども、先ほどご紹介のあった今後のこととして、資料 3-2 の 5 ページにございますけれども、こういう公法人経営に通曉し、国際的な研究教育の実態を熟知し、英語のコミュニケーション能力を備えて丁々発止やる方がうまく配置できるか。これは、恐らく余り簡単ではないような気もいたしますけれども、そこがポイントかと伺いましたので、是非そういう形での体制整備をお願いしたいと思います。

○平澤委員 これは、具体的には、お仕事としては内閣府の担当部局でおやりになることでしょうか。

○清水沖繩振興局長 評価委員会の提言の基で、勿論、独法の機構と私どもと相談しながら、そのような配置が行われるように進めてまいりたいと考えております。

○大森委員長 これは公募でやらざるを得ないでしょう。内々に決めるわけにはいかない。条件を定めて公募して、応じてくれて、それで判断する以外ないですよ。

○清水沖繩振興局長 大臣、副大臣ともよく相談していきたいと思っております。

○平澤委員 私は何となく、前回あった 60 何ポストですか、30 何ポストでしたか、あれと同じようなことを想定しながら、この事務局長の必要な能力というのを書いたわけです。

○大森委員長 我が国で全く新しいタイプのものをつくろうとしていますから、いろいろな困難に直面することはあり得るから、そのとき内々で前進させなければいけないので、すぐれた人を見つけて、きちっと新しい体制に向かってもらわなければいけませんでしょう。余り日本側の従来のものに引きこもるとよくないから、これは違うタイプのものですから、違うある種のマネジメントが必要なので、それにふさわしい人材をちゃんと見つけていただくことが何よりも大事ですよ。是非とも見つけてもらいたいと思いますけれども。

それでは、実はこの評価委員会における評価のあり方について、平澤分科会長から一言ご発言があるそうですので、お願いします。

○平澤委員 今回の事案を通して分科会でも議論したわけですが、今、監査監事の方の責任についてまでは触れたわけですが、評価委員会自身、我々自身にも何らかの責任はあるのではないかと

うことを議論したわけです。それについては、評価委員会の立場、機構との関係、権限とか、そういったものをもう少しつまびらかにしておかないと、我々の責任の所在というのは明確にできないのではないかと。そんなことから、ちょっと議題として取り上げていただいたわけです。

今まで、実は組織に関係したことだけを取り上げたとしても、例えば理事長の航空券の管理の問題がありましたけれども、それで言いますと、先ほどの資料3-3ですが、2ページ、裏の方で、3ポツ、上の方の組織形態の説明のときに言ったことです。これを見て、理事長をサポートする人がいないのではないかとということになって、それで理事長室に相当するエグゼクティブオフィスというのを強化すると、4ポツの形に改善されたことがあるわけです。こういう個別のことは聞いてはいたし、それからIT化して爆発的に増える業務を、余り人員を増やさないで処理できるようにしてください。これは前々からお願いしていたわけですが、それについても多少は取り組んではいるけれども、我々が期待するほどではない。そういう状態なわけです。

つまり、評価委員会は毎年夏に現地に行き、ヒアリングをし、そして数回の評価分科会の席で実態を把握する作業はしつつ、その都度コメントや、かなり強い形での我々からのお願いのようなものを伝えているつもりなのですが、それは余りうまくいかない。もう少し強い形で伝えられるようなシステムになっているかということ、政評課を含めて御検討いただいたわけですが、どうもそうでもなくて、評価委員会というのはもう少し離れたところから客観的に意見を言うという位置付けと理解すべきなのかなと今では思っている次第です。

今までは、民間企業で言うと外部役員のような立場から、マネジメントのかなり機微にわたって重要だと思われることについては指摘していくという役割も担うべきかと思っていたわけですが、どうも制度上の設計はそうになっていないと思います。この辺りは、伝家の宝刀としての勧告というところまで行く前に、もう少し機構の側が評価委員会の言っていることを真摯に受けとめるやり方というのはないかというのが、この間の思いであります。そのようなことについて、ほかの独法でも同じような共通した問題があるのではないかと、ちょっとお時間をとっていただいたわけです。

もう一つは、先ほどちょっと触れたわけですが、監査監事に関して。これは、別の省での監査監事との関係についても、どのように、どこまでお願いすればいいのかというのがよくわからない状況だったわけですが、この間、整理していただいたのによれば、要するに評価結果を通してつながっていくという関係だという理解をしているわけです。

○大森委員長 目標があって、計画期間の計画があって、計画が達成しているかどうかを判断する評価項目があって、それに基づいて自己評価が行われて、私どもはそれをきちっと聞いた上で、そのとおりやっていたら評価するという構造ですね。しかし、基本計画あるいは評価項目になかったような事柄に気が付いたときに、それはちょっと別記する以外はないですね。もともときちっとある計画に基づいて評価項目を決めていますので、それに即してデータをつくってもらっていますので、議論している間に、これはどうですかというときに、それはこの評価の中に載っていないというものが出てきたときに、どう処理するかということも、小さな問題としては今までございまして、それは別途、別記するような形で独法側に言うとか、本省の皆さん方に気が付いてもらうというこ

とはあり得ます。

それがうまくいけば、次の年の評価項目に加えるとか、次の評価の計画の中に入れて込んでいただくような形で、ある種のフィードバックは行われますけれども、今回のような事態は全く想定していませんから、あり得ないことではないかと思うような事態ですので、したがって、その観点から評価委員会の評価のあり方をどうすればいいかというのは、少し検討を要する事項でございますので、私どもも追々考えなければいけないかもしれません。ここは独自のものなので、これが一般化できるかどうかわかりませんので、評価委員会の仕事が増えるのも大変でございますので、少し今回の指摘等がきちんと実効が上げられるような運びになるかどうかということ、まず見させていただいたらどうかという感じがいたします。

なお、今後ともいろいろ問題があれば提起していただきたいと思います。そんなようなことでのいかがでしょうか。

○平澤委員 今回は、いわば問題提起に相当するようなことで、政評課とも相談させていただいて、また推移を見ながらご報告する機会があれば報告させていただきます。

○大森委員長 今までですと、私ども評価委員会で気が付いたことを独法にきちっと言えば、次年度にそれがやっているかどうか、結構厳しく問い詰めるということ、私の知っている限りやっているつもりでございますので、いろいろなことは少しずつ直っていく方向にあるのではないかと考えています。なお、いろいろ制度上の工夫があるかもしれませんので、少し事務当局でも考えていただくことにいたしましょう。

○遠藤委員 ちょっとよろしいですか。

○大森委員長 どうぞ。

○遠藤委員 この沖縄機構の場合は、ほかの独法と違って、既にちゃんとあった組織とルーチンを切り出したのとは違って、新しくセットアップしているわけですね。ですから、2つ中身があって、建物をつくったり、中の設備をやったり、PIを採用したり、要するに今までやっていなかったことをどんどんやるということと、もう一つは、開学のための準備としてのいろいろなことがある。

ですから、慣れない人たちが多数の中に入っているわけですね。ですから、単なる計画の評価といっても、中身が多岐にわたる。こういうときは、セットアップの専門家みたいな人が一緒にいないと非常に難しくなるのではないかと。ただ、今後、そういう独法が出てくるのかどうかというのは、多分ないでしょうけれども。

○大森委員長 沖縄機構については、少し無理して独法の扱いをしたのです。したがって、ここに評価委員会が置かれていまして、はなからこれは大変なのです。しかも、途中から有能な理事を採用して、破格の扱いにいたしましたし、これも通常の独法ではないことですから、ご指摘のとおり、本来ならば違うところできちっとやるべきではないかと私などは思っているのですけれども、私どもとしては、これは独法でやるとおっしゃって、ここでやれと言うものですから、それで最初から随分大変なことだな、早く文科省に行ってくれないかなと思って。開学までは頑張るとおっしゃっていますから、私どもとしては一応独法でお引き受けしていますので、独法の枠組みの中で可能な

ことをぎりぎりまで指摘するというのではないか。ご指摘、そのとおりだと私も思います。

だから、平澤先生も分科会長を引き受けて、本当に大変なこととして、通常以上のことをやらなければいけませんから、ご苦勞ではないかと思っています。よくお怒りにならなくてやっていただいているなどと思って感心しているぐらいです。

この件、一応私どもとしては、本日ご説明を伺ったということで、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者退室)

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者入室)

○大森委員長 それでは、恐縮です。もう一つございまして、北対協の関係者の方にお入りいただきます。

ご苦勞さまで。理事長、最初にごあいさつございますか。

○間瀬北対協理事長 理事長の間瀬でございます。あと半月を残すことになりました 21 年度の私どもの協会の業務でございますが、昨年は 7 月の北特法の成立ですとか、それに対する閣僚の発言に対して、ロシア側が非常に過剰とも言える反応をいたしました。更に、政権交代に伴うさまざまな関連業務と、内外ともに大変波乱に富んだ年でございましたが、おかげさまで業務の方は特に大きな問題もなく、順調に終わる予定でございます。

次に、昨年 10 月から独立行政法人の役員の人事は公募するという政府の方針によりまして、当協会では札幌に常駐いたしております専務理事がこの対象になりました。早速公募を実施いたしましたところ 79 名の応募がございまして、その中から三菱商事出身の荒川研氏が選ばれて、2 月 1 日で辞令を交付したところでございます。今日、荒川も参っておりますので、一言ご挨拶をさせていただきます。お願いします。

○荒川北対協理事 荒川です。どうぞよろしくお願いします。

前職でベトナムにずっと 15 年間駐在してございまして、戻ってきてすぐ札幌の勤務ということで、若干気温差にやられておりますけれども、頑張っけてやりますので、どうぞご指導のほどよろしくお願いします。

○大森委員長 それでは、北対協は中期計画の一部変更と業務方法書の一部変更と長期借入金償還計画につきましてご説明がございまして、では、3 点まとめて簡潔にお願いしましょう。

○岩崎北対協事務局長 それでは、ご説明します。お手元の資料 4-1、中期計画の一部変更でございます。

これの内容は、予算の関係、中期計画、資金計画を変更させていただくものでございます。

恐縮です、3 ページをごらんいただきたいと思っております。

変更後と現行ということで、新旧の形で表をつくらせていただいております。右の方、現行であります。私ども、根室管内に啓発施設を持っております。具体的には、その新旧の下の方に表になっておりますけれども、1 つは北方館、1 つは別海町にございます北方展望塔。それぞれ、かなり外壁等が陳腐化といえますか、要修繕状態になってございまして、本来であれば 21 年度補正でお認めいただいた予算であります。その後、執行凍結されまして、改めて 22 年度、今度は左側の

変更後の欄であります。予定額ということで1億4,000万円程度のお金をお認めいただいたところでございます。右の方の現行は、既に中期計画の変更をお認めいただいたところではありますが、今回、改めて22年度予算でセットされましたので、また変更をお願いする内容でございます。

中期計画は、予算の関係だけでございます。以上でございます。

引き続き、よろしゅうございましょうか。

○大森委員長 はい。

○岩崎北対協事務局長 2つ目、資料4-2でございます。業務方法書の一部改正ということでございます。

お手元の資料の1ページの丸が2つございますけれども、2つ目の変更内容というところがございますが、4点、変更をお願いしようということで書かせていただきました。

1つは、先ほど理事長が申しあげました北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正、本年4月から施行予定でございますが、この法律の改正の附則の部分で、私ども協会業務に、北方四島交流事業の明確化といいますか、柱として1つ明確に改正後、書かれたものがございます。これまでは、啓発事業の中身ということで書いておりましたけれども、明確に柱が立ったということでございます。これを業務方法書の中に書き込ませていただくということが1点でございます。

2つ目は、北方地域元居住者の定義の見直し。同じ法律の中で一世と二世という区別がございましたが、これらを含めて、いわゆる一世といいたいまいしょうか、元島民という位置付けにされたところがございます。この法律の定義を引っ張っておりますので、業務方法書の中の定義としても変更させていただこうというものでございます。

3点目は、条ずれ、形式的な改正でございますが、最初に申しあげた北方四島交流事業が1条立ちますことによります条ずれを修正するというもので、形式的な修正でございます。

4点目は、貸付利率の変更でございます。当協会の貸し付けは、4月、10月、2回変更をお願いしているところでございます。今回は4月の変更ということで、直近月の基準金利を参考にいたしまして変更させていただこうというものでございます。

恐縮ですが、お手元の資料の23ページをごらんいただきたいと思います。

ここに貸付利率の設定方法についてということでまとめさせていただきました。3点ほど基準金利として引っ張り出しているものがございます。

1つは、住宅の関係で、住宅金融支援機構の金利を使った部分がございますが、これが変更になりましたので、その8割を私どもの貸付金利にしたいということ。

2つ目は事業資金でございますが、漁業近代化資金の金利を使いまして、これも同じように80%の利率ということで私どもの貸付金利にいたしておりますが、これが変わりましたので、今回変更をお願いするもの。

それから、経営資金も同じでございますけれども、それぞれ償還期限によりまして基準金利を参考にしたものがございます。この8割ということで設定いたしておりますので、いずれもここにまとめさせていただいた金利に、4月分の変更として業務方法書の別表の部分で改正をお願いする

ものでございます。

以上が変更点でございます。よろしくお願いいたします。

なお、長期借入金償還計画につきましては、荒川専務の方からご説明させていただきます。

○荒川北対協理事 それでは、平成22年事業年度長期借入金についてご説明させていただきます。  
資料4-3を御参照ください。

まず、この借り入れの目的ですが、北方地域旧漁業権者の漁業、事業及び生活に必要な資金の貸付財源に充てるためでございます。今年度は借入金の額を15億6,470万円としまして、基金の10億円を担保として2億5,470万円借り入れます。それから、無担保として13億1,000万円を借り入れます。

この借入先は、ここに書いております北洋銀行等、5つの金融機関から借り入れます。

借り入れの金利ですけれども、担保のあるものは定期預金金利0.1%、プラス0.5で0.6%。それから、無担保のものは、みずほコーポレート銀行の発表する長期プライムレートを基にして1.6%としております。借入金の償還の方法は、年に元金の均等で7年間に分けて償還します。

なお、利息は6か月ごと毎月後払いで、支払いの期限は第1回償還日より7年以内ということで進めたいと思います。

2ページ目に、長期借入金の償還の方法及び期限ということで、7年間均等で、最後の年に少し調整いたしますが、償還するという予定にしております。よろしくお願いいたします。以上です。

○大森委員長 何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大森委員長 では、この3点を委員会としては了承することにいたします。

なお、今日了承していただくものですが、この中期計画と長期借入金、償還計画につきましては、以前にもございましたけれども、持ち回りで追加協議の可能性がございますので、それをご説明ください。

○大塚北方対策本部参事官 内閣府でございます。今、委員長がおっしゃいました中期計画、それから長期借入金の償還計画は主務大臣の認可事項となっておりますが、認可に当たっては財務大臣との協議が必要であり、これは法律の規定でそうとなっております。したがって、その財務大臣との協議の結果いかんによりましては、必要に応じて委員の皆様方に持ち回りで改めてご報告し、ご意見を伺うということもあり得ますので、その際はよろしくどうぞお願いいたします。以上でございます。

○大森委員長 よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大森委員長 では、そういう対応といたします。

本日、この問題については以上でございます。ご苦労さまでした。

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者退室)

最後の議題は、役員報酬規程の改正でございます。これは事務局からご報告いただきますが、役員報酬等の支給基準については、評価委員会として主務大臣に意見を申し出ることができること

れております。したがって、ご説明を受けました後、もしご意見があれば伺うということにいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○丸山政策評価広報課長 それでは、独立行政法人の役員報酬規程の改正につきましてご報告申し上げます。

資料5をごらんいただきたいと思いますが、役員報酬規程改正のポイントというものをお示ししてございます。これは、内閣府所管の各独立行政法人の役員報酬規程改正の概要を一覧にしたものでございます。

今回の改正は、主に給与法の改正に伴う事務的な変更でございまして、平成21年度の人事院勧告を踏まえ、21年12月1日に施行されました国家公務員一般職給与法の改正に伴い、各独立行政法人の役員俸給の引き下げ、期末手当の支給基準の改訂等がなされたものでございます。

ご参考までに資料5の2枚目、裏側に今回の給与法改正の基となっております人事院勧告のポイントを示してございます。ご報告は以上でございます。

○大森委員長 ということだそうですね、これは何か私どもが物を言えるのですか。

○丸山政策評価広報課長 もしご意見がございましたら。

○大森委員長 それぞれの独法によって違うのは、独法の性質によって違うのでしょうか。何か皆さんの方でお気付き、ご質問等ございますか。要するに引き下げなのですね。一応、了承事項になっていますので、ご意見がなければ了承することになりますけれども、よろしいでしょうか。もし特段にご意見がなければ、了承することにいたします。

(「異議なし」と声あり)

○大森委員長 ありがとうございます。本件は以上です。皆さん方の方から何かご発言ございませんでしょうか。

よろしければ、次回の日程等について事務局からお願いします。

○丸山政策評価広報課長 それでは、今後の予定につきましてご説明申し上げます。資料6をごらんいただきたいと思っております。

まず分科会の開催でございますけれども、7月から8月にかけて、各法人から21年度の業務実績等について、まずヒアリングを行っていただくために7月に1回、分科会を開催いたします。その結果を分科会として評価・決定をいただくために8月にもう1回、合計2回開催をお願いしたいと考えております。なお、公文書館につきましては、中期目標期間終了に伴う実績評価がございまして、先ほどご了承いただきましたように、まず分科会で原案を作成していただくということでございますので、あわせてヒアリング、審議をお願いしたいと考えております。

次に、評価委員会の方でございますけれども、各分科会でご審議いただきました各法人の年度評価、それから公文書館につきましては、あわせて中期目標期間の実績評価の案につきまして、各分科会長からご報告いただき、ご審議いただくということで、8月に開催をお願いしたいと考えております。なお、10月以降の日程につきましては、8月の評価委員会の際に改めてご連絡させていただきたいと考えております。

続きまして、資料7をごらんいただきたいと思います。

毎回、日程の確認をさせていただいているものでございますけれども、今回は7月から8月に予定されております評価委員会、分科会を開催いただくために日程調整をお願いするものでございます。各委員の御都合をお知らせいただきたいと思いますので、この資料7の日程の確認表、両面印刷になっておりますので、これをご覧いただきましてご都合をご記入いただき、できましたら、本日お帰りの際に事務局にご提出いただければ幸いです。なお、本日、ご提出が難しい場合には、来週水曜日、24日までにご回答をいただければと思います。明日にでも事務局からメールで電子ファイルを送らせていただきますので、ご記入の上、メールまたはファクスにてお送りいただければと思います。かなり先々の日程になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程関係は以上でございます。

○大森委員長 それでは、本日は以上をもちまして終わります。ありがとうございました。引き続いてよろしくお願いいたします。